

公 示

関税法施行令第22条第1項の規定に基づき、「仙台塩釜港における外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所を指定する公示」（平成13年塩掲示第3号）の一部を改正し、令和3年1月25日から適用することとしたので公示します。

令和3年1月21日

仙台塩釜税関支署長 五 島 拓 也

記

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指 定 に 係 る 条 件
中ふ頭	【交通】制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
東ふ頭	
西ふ頭	
貞山ふ頭	
雷神ふ頭	
中野ふ頭	
高松ふ頭	
向洋ふ頭	
高砂ふ頭	【交通】制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。

	【積卸】関税法第39条の規定による公示（昭和29年公示第9号）で定める貨物に限る。
東北ドック鉄工(株)A～C岸壁、東棧橋、第1ドック、第2ドック、第3船台	【積卸】船用品及び旅具通関の貨物に限る。
JFEスチール(株)仙台製造所専用岸壁	【交通】制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
ENEOS(株)専用棧橋	
仙台市ガス局港工場LNG棧橋	
東北電力・ENEOS共同棧橋	

注)

1. 「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（SOLAS条約を受けた国内法）の規定に基づき、岸壁への交通をフェンスにより制限している区域をいう。
2. 「ゲート」とは、1. に記載したフェンスに港湾施設管理者が設置したゲートをいう。